

高知市デマンド型乗合タクシー運行事業実施仕様書（春野・長浜地域）（案）

本仕様書は、高知市デマンド型乗合タクシー運行事業の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

1 事業名

高知市デマンド型乗合タクシー運行事業（以下「事業」という。）

2 目的

人口減少・少子高齢化や車社会の進展等により、路線バスの利用が著しく少なく運行維持が困難な地域においては、路線バスに代わる移動手段として、効率的かつ利便性が高く持続可能な地域公共交通である「予約（デマンド）型乗合タクシー」を運行することを目的とする。

3 事業概要

（1）運行の態様

① 区域型運行

ダイヤを設定した上で、旅客の需要に応じて運行する乗合運送とする。

② 路線型運行

運行路線・ダイヤを設定した上で、旅客の需要に応じて運行する乗合運送とする。

（2）運行日

① 原則、利用者からの予約に応じて毎日運行することとし、予約がない場合は運休とする。

② 気象状況等により安全な運行が確保できないと見込まれるときは、運行事業者の判断により運休とすることができる。この場合、運行事業者は、遅滞なく高知市に報告する。

（3）運行区域、乗換ポイント及びのりおりば

乗合タクシー運行区域等 **別表1**のとおり

（4）運行ダイヤ及び運行便数

乗合タクシー運行時刻表 **別表2**のとおり

（5）運行車両

① 事業に使用する車両（以下「車両」という。）は、運行事業者が所有するセダン型タクシー（普通車）を基本とする。ただし、利用状況に応じ、効率的な運行を図れば、ジャンボタクシー等乗車定員の大きな車両を使用することを妨げない。

② 1運行につき運行する台数はエリア又は路線で1台とし、予備車両をエリア又は路線に備えておくこと。なお、車両1台当たりの定員は、セダン型タクシー（普通車）にあつては原則3人、ジャンボタクシーにあつては原則9人とし、定員を超える予約があつた場合は、追加の車両を配車すること。

③ 車両は、事業の遂行に必要な各種法令に適合するものであること。

④ 車両の点検及び清掃を適宜実施し、適正な維持管理に努め、運行に支障がないよう対応すること。

⑤ 運行に当たっては、乗合タクシーであることが分かるように、マグネットシートを車両の正面及び両側面に掲示するものとする。なお、マグネットシートは高知市が製作し、運行事

業者に貸与する。

(6) 運賃

- ① 乗合タクシーの運賃は次のとおりとする。なお、運賃の支払は現金制とし、運転手が利用者から直接受け取るものとする。

地 域	運行形態	運行便 運行路線	運賃 大人（中学生以上）
春野・長浜	区域・路線	瀬戸便 西分便 新川通便	春野－春野 300円 春野－長浜 300円 長浜－長浜 200円

※運賃割引

- ・小児（小学生）運賃は大人運賃の半額（10円未満は切上）、幼児（未就学児）は無料
- ・身体障がい者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者及び介助者は半額

- ② 運賃は、全額、運行事業者の収入とする。

(7) 利用者

- ① 利用者は、一人で乗り降り可能な者（介助者が同乗する場合はこの限りでない。）とする。
- ② 次に該当する場合は、原則として利用できないものとし、利用を拒否できるものとする。
- ア 未就学児で保護者を伴わない場合
 - イ ペットを同乗させる場合
 - ウ 他の利用者に危害が及ぶおそれがあると判断できる場合
 - エ その他適正な運行を妨げるおそれがあると判断できる場合

4 事業内容

(1) 予約・配車に関すること

運行事業者は、予約受付の際には、利用者の指定する乗降場所を聞き取った上で、送迎時間等を利用者に告知し、速やかに運行経路の選定・配車等を行うこと。

(2) 運行に関すること

① 試験運行

運行事業者は、運行区域において、新たに事業を実施する場合は事業実施前に試験運行を実施することができる。

② 区域型運行

運行事業者は、指定された乗合タクシー運行時刻表に基づき、利用者が指定する場所に車両を配車し、乗換ポイント又はのりおりばまで乗り合いながら送迎するものとする。この場合、原則として乗換ポイント利用者を優先した最適な運行経路及び順序で送迎するものとする。なお、利用者の指定する場所が、車両転回の安全性が確保できない場所である場合は、公民館など、近辺で車両を安全に転回できる場所に配車しても構わない。

③ 路線型運行

運行事業者は、各運行経路上を指定された運行時刻表に基づき、利用者を乗合運行により送迎すること。なお、運行中に、予約していない者が当該運行便の利用を希望する場合、利用する予約者の人数が定員に達していなければ、この者を乗車させることができる。

(3) 実施報告に関すること

- ① 運行事業者は、運賃及び利用人数等の状況について、所定の事業日報を作成し、運行日の

翌日（当該日が休日である場合は、直後の開庁日）までに、高知市に提出すること。

② 運行事業者は、1か月の事業が終了した場合は、所定の事業月報を作成し、運行月の翌月5日（当該日が休日である場合は、直後の開庁日）までに、高知市に提出すること。

③ 運行事業者は、高知市から事業に関する資料等の提供の要求があった場合は、速やかに提出すること。

（4）事業責任者の選任に関すること

① 運行事業者は、事業を実施するに当たり、事業責任者を配置すること。

② 事業責任者は、高知市との連絡調整を行い、事業を円滑に実施できるよう対応すること。

（5）地域特性の把握

運行事業者は、より安全・円滑に事業を実施できるように、運行区域の道路状況や地理的特性を把握すること。

（6）運行事業の推進に関すること

運行事業者は、公共交通の趣旨を理解し、乗合タクシー事業の運行者として本事業を積極的に推進すること。

5 補助金

高知市は、事業を実施するために要する費用（試験運行費を含む）に対し、別に定める高知市地域公共交通推進事業費補助金交付要綱により、補助金を交付するものとする。

6 一般的注意事項

（1）公共交通の意識

運行事業者は、事業を実施するに当たり、公共交通の一つを担うという意識を持ち、利用者の立場にたった対応を心がけること。

（2）関係法令の遵守

運行事業者は、事業を実施するに当たっては、道路運送法、道路運送法施行令、道路運送法施行規則並びにその他関係法規及び通知等を遵守すること。

（3）信義誠実の義務

運行事業者は、信義を重んじて誠実に事業の実施に取り組まなければならない。

（4）個人情報の保護等

運行事業者は、事業を実施するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守すること。

（5）貸与物品の取扱い

運行事業者は、高知市から借用して使用する物品については、善良なる管理者の注意義務をもって使用し、毀損・滅失等をした場合、その原因が運行事業者の故意又は過失によるときは、その修理等に係る費用は運行事業者が負担すること。

（6）事業従事者への指導教育

運行事業者は、乗務員・配車係など事業に従事する者に対して、事業実施上、必要な指導や教育を実施し、乗合タクシーの運行に支障を来さないよう万全を期すこと。

（7）調査等

運行事業者は、高知市から事業に関する資料の提出若しくは報告を求められたとき、又は調査の要請があったときは、それに応じること。

(8) 事故の防止

運行事業者は、事業の遂行に当たっては、安全管理を徹底するとともに、事故を未然に防止するよう最大限努めること。

(9) 事故等の報告

運行事業者は、事業の実施において、万が一事故が発生した場合は、直ちに適切な措置を講ずるとともに、高知市に報告しなければならない。

(10) 賠償責任

運行事業者は、事業の実施に当たり生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、その賠償その他一切の責任を負うものとする。ただし、運行事業者の責によらない損害は、この限りではない。

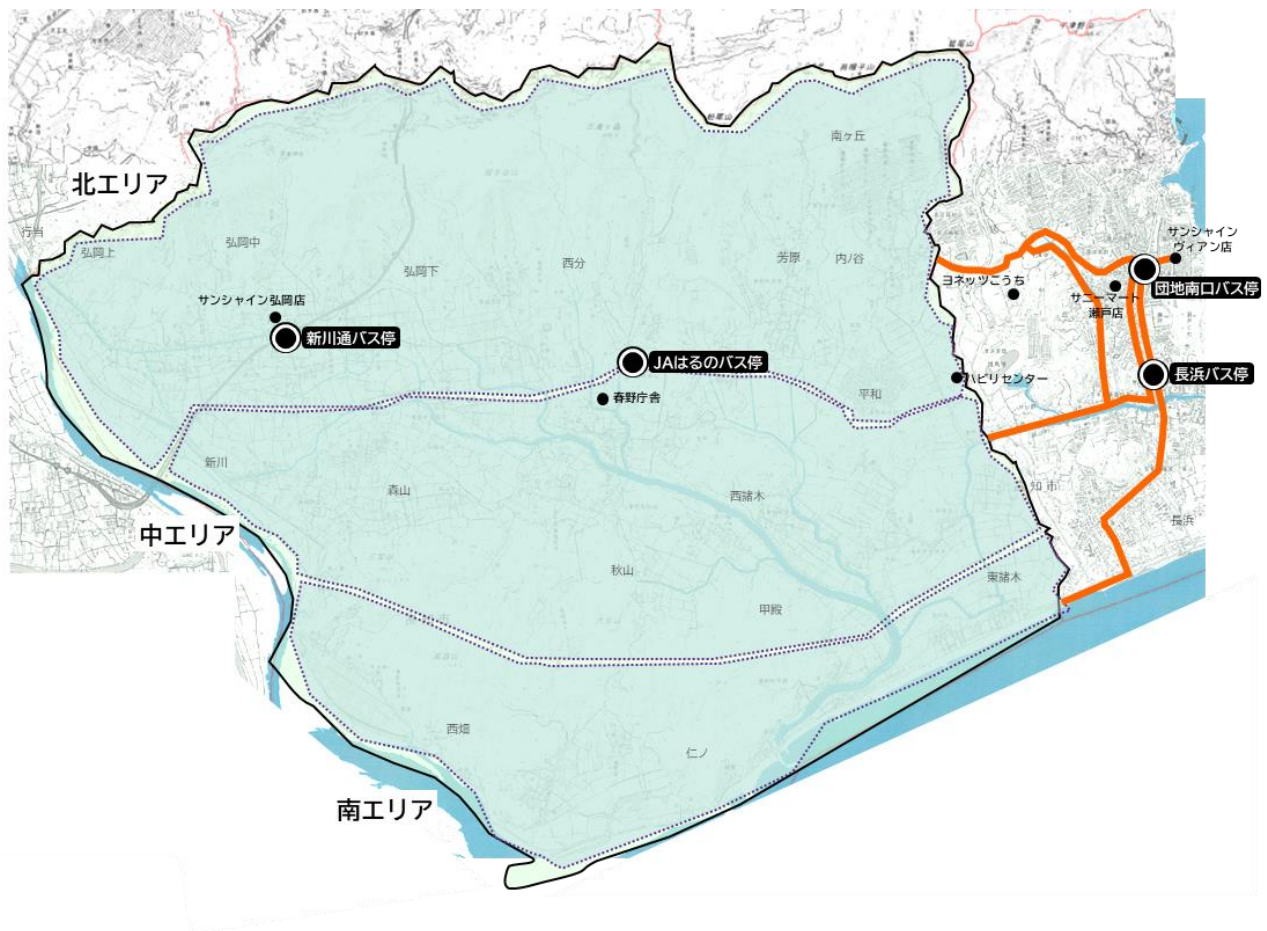
7 その他

本仕様書に定めのない事項や、疑義が生じた場合は、高知市と運行事業者が相互に協議の上、定めるものとする。

別表1

乗合タクシー運行区域等

地域	運行形態	運行区域・運行路線	乗換ポイント	のりおりば
春野・長浜	区域・路線	- 春野地域を北, 中, 南の3エリアに区分して運行 - 長浜・瀬戸地域は路線運行	- 新川通バス停 - J Aはるのバス停 - 長浜バス停 - 団地南口バス停	- 自宅近く - 瀬戸・長浜地域の路線上 - サンシャイン弘岡店 - サンシャインヴィアン店 - サニーマート瀬戸店 - 春野庁舎 - 春野センター - ピアステージ - 西分郵便局 - 春野公民館

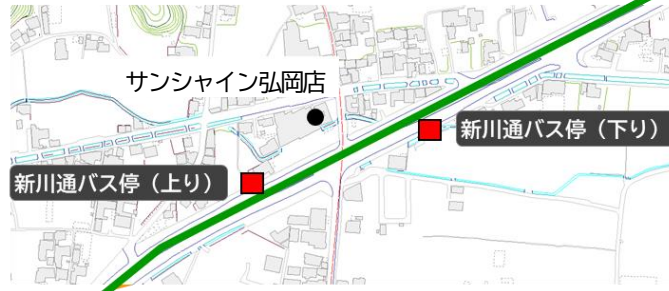


乗換ポイント・のりおりば

■JAはるのバス停周辺



■新川通バス停周辺



■団地南口バス停周辺



■長浜バス停周辺



別表2

乗合タクシー運行時刻表【区域型・路線型】

■瀬戸便

平日 土日祝

春野・長浜地域⇒瀬戸ポイント

予約締切	ご自宅	瀬戸ポイント
①便 前日 17:30	7:00 頃発	7:30 着
②便 前日 17:30	7:40 頃発	8:10 着
③便 当日 7:50	8:50 頃発	9:20 着
④便 9:10	10:10 頃発	10:40 着
⑤便 9:50	10:50 頃発	11:20 着
⑥便 12:50	13:50 頃発	14:20 着
⑦便 15:00	16:00 頃発	16:30 着
⑧便 16:50	17:50 頃発	18:20 着

瀬戸ポイント⇒春野・長浜地域

予約締切	瀬戸ポイント	ご自宅
⑨便 当日 8:30	9:30 発	10:00 頃着
⑩便 9:30	10:30 発	11:00 頃着
⑪便 10:40	11:40 発	12:10 頃着
⑫便 12:30	13:30 発	14:00 頃着
⑬便 14:30	15:30 発	16:00 頃着
⑭便 16:30	17:30 発	18:00 頃着
⑮便 17:30	18:30 発	19:00 頃着

■西分便

春野・長浜地域⇒西分ポイント

予約締切	ご自宅	西分ポイント
①便 前日 17:30	6:40 頃発	7:10 着
②便 当日 8:00	9:00 頃発	9:30 着
③便 9:20	10:20 頃発	10:50 着
④便 10:20	11:20 頃発	11:50 着
⑤便 12:30	13:30 頃発	14:00 着

西分ポイント⇒春野・長浜地域

予約締切	西分ポイント	ご自宅
⑥便 前日 17:30	8:20 発	8:50 頃着
⑦便 当日 9:30	10:30 発	11:00 頃着
⑧便 10:30	11:30 発	12:00 頃着
⑨便 11:30	12:30 発	13:00 頃着
⑩便 13:30	14:30 発	15:00 頃着
⑪便 17:30	18:30 発	19:00 頃着

■新川通便

春野・長浜地域⇒新川通ポイント

予約締切	ご自宅	新川通ポイント
①便 前日 17:30	8:00 頃発	8:30 着
②便 当日 8:10	9:10 頃発	9:40 着
③便 9:20	10:20 頃発	10:50 着
④便 11:10	12:10 頃発	12:40 着
⑤便 14:00	15:00 頃発	15:30 着
⑥便 15:40	16:40 頃発	17:10 着

新川通ポイント⇒春野・長浜地域

予約締切	新川通ポイント	ご自宅
⑦便 前日 17:30	7:30 発	8:00 頃着
⑧便 当日 8:00	9:00 発	9:30 頃着
⑨便 9:40	10:40 発	11:10 頃着
⑩便 11:00	12:00 発	12:30 頃着
⑪便 13:50	14:50 発	15:20 頃着
⑫便 15:20	16:20 発	16:50 頃着

※上記の時刻表は目安となる時間ですので、予約状況や路線バスの発着状況に応じて適宜対応してください。

ダイヤについては今後変更となる可能性があります。